

地方という軸からみた外国人労働者問題

—地方における外国人技能実習生の急増と新たな受入れ制度導入—

塚崎 裕子

大正大学 地域構想研究所 教授

(要旨) 本稿では、地方という軸から外国人労働者の問題を検討した。地方圏においては、首都圏に次いで外国人労働者が急増しており、その急増の背景には、三大都市圏と異なり、技能実習生の増加があることがわかった。技能実習生の活用は、中部、四国、中国地域を中心に全国に拡大しており、いずれの地域においても技能実習生の活用の度合いは次第に高まっている。産業別・都道府県別の有業者に占める技能実習2号移行申請者数の割合の分析から、人手不足の状況が厳しい県ほど、技能実習生が活用されており、この傾向は地方圏の方が三大都市圏に比べて強いことがわかった。地方圏においてみられる技能実習生の急増は、まさに人手不足の地域が強く牽引していることが明らかになった。来年度導入される新たな外国人受入れのしくみにより、最も大きな影響を受けるのは地方圏と予測できる。新たな外国人受入れのしくみの運用は、日本の抱える大きな課題である地方創生と併せて総合的に考えていく必要がある。

<キーワード> 地方創生 外国人労働者 技能実習, 新たな外国人受入れ制度

1. はじめに

2018年12月に改正入管法が成立し、本年4月に新たな外国人受入れ制度が動き出すこととなった。新たな制度は、中小・小規模事業者をはじめとした人手不足への対応として、従来の専門的・技術的分野における外国人材に限定せず、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材を幅広く受け入れていくしくみとする予定である。人手不足への対応を前面に出して外国人の新たな受入れを行うのは従前なかったことであり、外国人受入れにおいて、我が国は新たな局面を迎えたといえる。

本稿では、地方という軸から日本で働く外国人の状況をみることにより、外国人労働者の受入れについて地方に特有の状況はみられないか、地方における外国人労働者の受入れはどのような要因により規定されているのかといった点を明らかにしたい。これまでの地方における外国人労働者の受入れ状況を振り返ることが、新たな局面を迎え

た、これからの外国人の受入れのみならず、地方創生という課題を抱える我が国の地方の今後の展望を考える一材料となると考えるからである。

2. 先行研究調査

外国人の受入れの状況については多くの先行研究がある。津崎(2018)は、外国人が働く産業や労働力状態等についてその特徴と変化を分析し、自由になろうとする日本の労働者の中で危機に立つ産業が外国人労働者の導入に至っている実態を明らかにしている。

町北(2015)は、外国人労働力、留学生ともに東京が牽引する形で、大都市圏を構成する各都府県への集中が進んでいると指摘する一方で、被災3県に総じて外国人が戻ってくる速度は遅く、復興過程の生産を担うのは、技能実習生であり、準労働力である技能実習生の需給は他の在留資格を持つ外国人と大きく異なる点を指摘する。

建設業、自動車製造業、農業等の産業別の外国人労働者の実態の分析（恵羅(2018)、安藤(2018)、伊原(2018)）や、大泉町、上田市、浜松市等、外国人が集住する地域等についての調査研究もみられる（鈴木(2011)、桑原(2001) 日本労働研究機構(1997)等）。

OECD(2016)は、受入れ国内の移民の分布は均等ではなく、また地域によって移民の特徴も異なる傾向があるので、移民の経済的影響を分析するためには地域レベルに着目した研究が重要であると指摘するが、各国における研究は、国レベルの分析にとどまり、地域間での比較研究はほとんど行われていない旨述べている。

以上のように、外国人受入れの状況についての研究には、国レベルの分析や産業別・地域別の分析がみられるが、都市に相対する地方に軸に置いて、外国人の受入れの状況を考察したものは管見の限り見当たらない。そこで、本稿では、都市

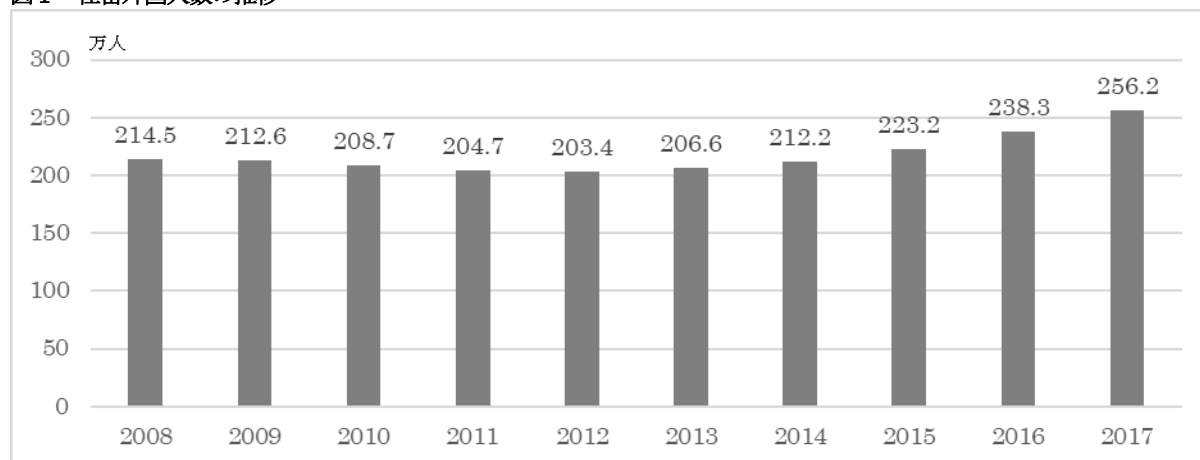
に対比される地方を軸として外国人の受入れの状況を検討したい。新たな受入れのしくみの下、今後急速に増えると見込まれる外国人労働者の問題を、人口流出や急激な少子高齢化等多くの課題を抱える地方の観点から考察する意義は大きいと考える。

3. 地方圏における外国人労働者数の変化

(1) 三大都市圏と地方圏の在留外国人数の状況の推移

法務省在留外国人統計によると、昨年末時点で、約 256.2 万人の外国人が日本に住んでおり、全人口の 2.0% を占めている。ここ 10 年の日本に住む外国人の人口の推移をみると、リーマンショックによる景気後退や東日本大震災等の影響もあり、2012 年まで減少し、その後増加に転じている（図 1）。

図 1 在留外国人数の推移



(資料出所) 2011 年までは、法務省「登録外国人統計」における各年末の外国人登録者のうち中長期在留者に該当し得る在留資格をもって在留する者及び特別永住者の数。2012 年以降は、法務省「在留外国人統計」における各年末の中長期在留者及び特別永住者の数。

そこで、ここ 10 年で在留外国人数が最少であった 2012 年を 100 として、三大都市圏及び三大都市圏以外の地方圏の 4 つの地域圏¹ごとに、在留外国人数の 10 年間の変化をみてみる。2009 年の首都圏の増加を除き、在留外国人数は全地域圏で 2012 年まで減少し続けており、全地域圏において 2012 年に最少となって

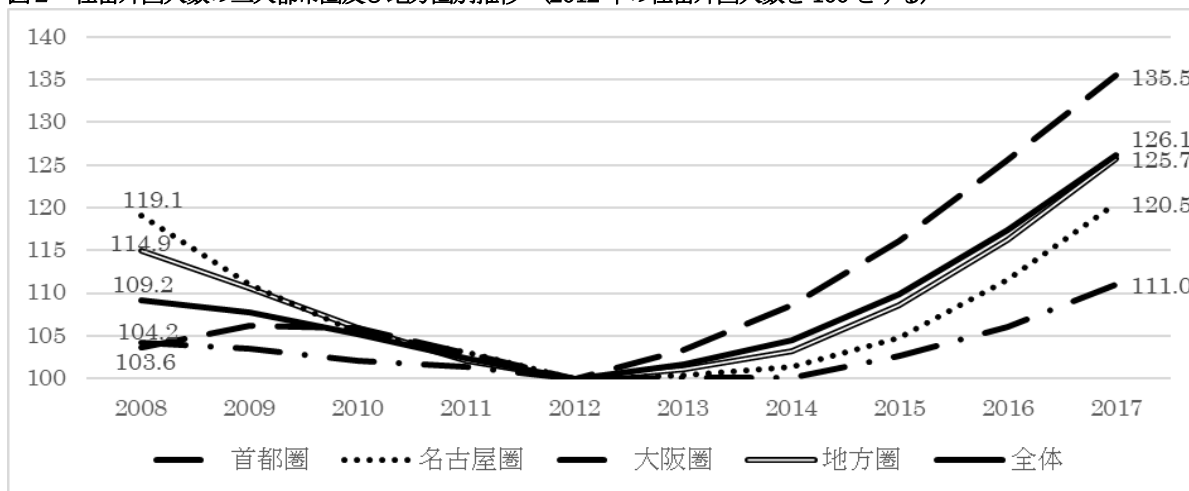
いる。その後いずれの地域圏においても増え続け、首都圏は 2014 年、大阪圏と地方圏は 2016 年、名古屋圏は 2017 年に 2008 年の水準を回復している。ここ 5 年で増加が著しかったのは、首都圏であり、2017 年と 2012 年の比でみると 1.35 倍となっている。首都圏に次いで増加率が大きかったのが地方圏で 1.26

¹ 地域区分としては次のとおりとした。三大都市圏のうち、首都圏は、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、名

古屋圏は、愛知県、岐阜県、三重県、大阪圏は、大阪府、京都府、兵庫県、奈良県。三大都市圏以外を地方圏とした。

倍、次に名古屋圏の 1.21 倍が続き、大阪圏は 1.11 倍にとどまった (図 2)。

図 2 在留外国人数の三大都市圏及び地方圏別推移 (2012 年の在留外国人数を 100 とする)



(資料出所) 2011 年までは、法務省「登録外国人統計」における各年末の総外国人登録者の数、2012 年以降は、法務省「在留外国人統計」における各年末の中長期在留者及び特別永住者の数を用いて、筆者作成。

(2) 地方圏での在留外国人数の急増の背景

首都圏に次いで地方圏において在留外国人数が急増している背景を探るため、4 地域圏それぞれについて、2012 年から 2017 年にかけての変化を在留資格ごとに追うこととする。

地方圏での増加の内訳をみると、技能実習生が約 6.9 万人増え、増加のおよそ半数を占め、他の在留資格に比べて突出している。地方圏では、技能実習生に次いで、家族滞在等を含む「その他の在留資格」の外国人(約 2.8 万人)、留学生(約 2.7 万人)が増えている。

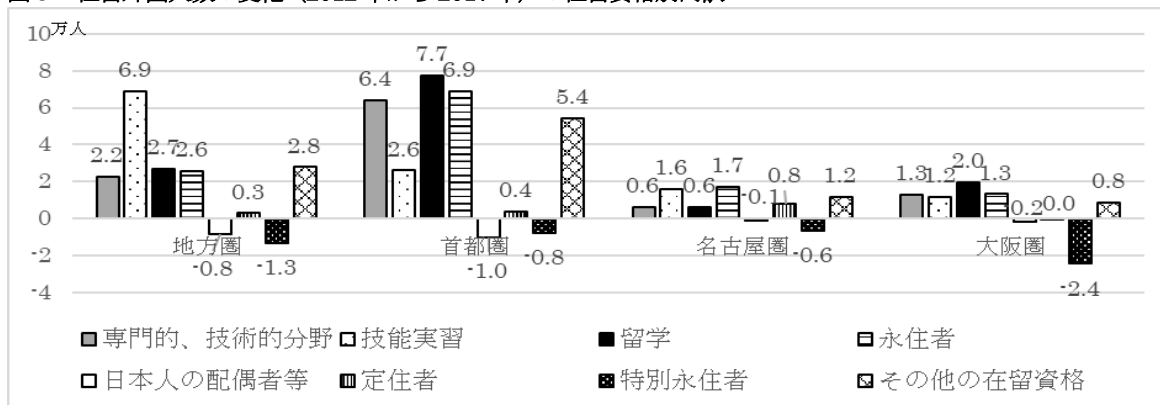
首都圏においては「留学」、「永住者」、「専門的、技術的分野」の在留資格を持つ外国人がそ

れぞれ約 7.7 万人、約 6.9 万人、約 6.4 万人増え、これらの在留資格の増加が首都圏の在留外国人数の急増の主因となっている。

名古屋圏、大阪圏ともに、いずれの在留資格においても外国人数の増加幅は小さく、2 万人未満となっている。大阪圏における特徴的な点は、「特別永住者」が約 2.4 万人減少しており、他の地域に比べその減少幅が著しいことである(図 3)。

OECD(2016)が指摘するように、外国人労働者の国内の分布は均等ではなく、また地域によって特徴も異なる傾向があることが日本においても確認できた。

図 3 在留外国人数の変化 (2012 年から 2017 年) の在留資格別内訳



(資料出所)法務省「在留外国人統計」から筆者作成

4. 地方圏における技能実習生の状況

(1) 技能実習生の職種の地域分布

地方圏での在留外国人数の急増の背景となっている技能実習生について、その職種の推移をみていくこととしたい。

技能実習の対象となる技能等については、公的に評価ができ、かつ、国際貢献という制度目的から技能実習生送出国のニーズにも合致するものが対象となっている。

技能実習 2 号²の対象職種は、制度創設以来、次第に拡大し³、2018 年 12 月現在では、国家試験である技能検定基礎級の評価制度が整

備されている 55 職種と、厚生労働省人材開発統括官が認定した公的な評価システムが整備されている 25 職種の合計 80 職種が定められている。

主な職種別の技能実習 2 号への移行者数をみると、水産加工やそう菜製造等の食品製造関係職種がここ 2 年急増し、2017 年は最多となっている。2017 年に 2 番目に多かったのは、機械加工や電子機器組み立て等の機械・金属関係職種、3 番目はとびや鉄筋施工等の建設関係職種である。これら 3 分野の職種で 2017 年の技能実習 2 号移行者全体の 54%を占めている(表 1)。

表 1 職種別技能実習 2 号への移行者数 (人)

	2012 年	2013 年	2014 年	2015 年	2016 年	2017 年
食品製造関係職種	6201	6928	6827	7988	10743	16945
機械・金属関係職種	11339	10248	9711	12720	14783	15629
建設関係職種	3840	4477	5479	8839	13116	14339
農業関係職種	6141	6741	6805	7785	8787	10381
繊維・衣服関係職種	10290	10004	9415	9337	9551	9857
漁業関係職種	517	581	796	743	914	1002

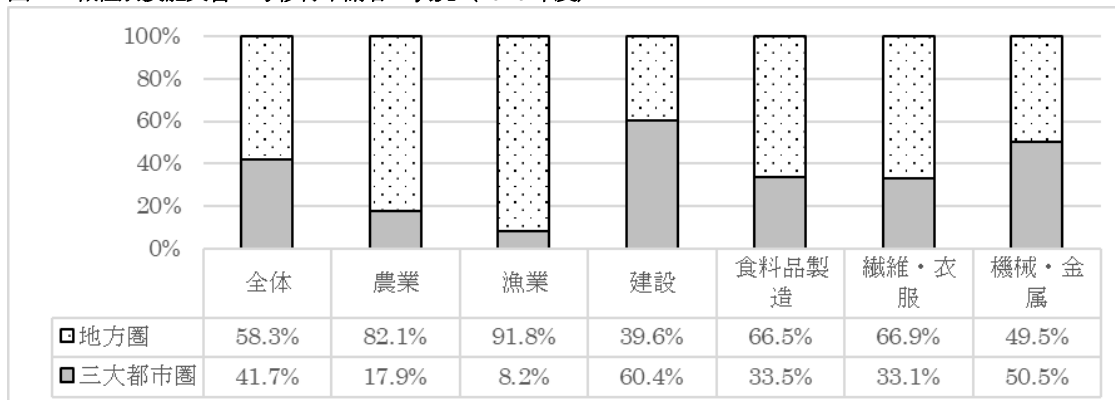
(資料出所)法務省データから筆者作成。(注)その他の職種については省略

国際研修協力機構 (JITCO) が公表している都道府県・職種別技能実習 2 号移行申請者数の直近の 2016 年度のデータを用いて、その分布を三大都市圏、地方圏に分けてみる。

全体では、42%が三大都市圏、58%が地方圏となっている。職種ごとの地域分布で特徴的な

点を述べると、漁業関係職種の 9 割以上、農業関係職種の 8 割以上を地方圏が占めているのに対し、建設関係職種の約 6 割、機械・金属関係職種の約 5 割を三大都市圏が占めている。地方圏と三大都市圏とで技能実習生の職種の分布に偏りがみられることがわかる(図 4)。

図 4 職種別技能実習 2 号移行申請者の状況 (2016 年度)



(資料出所)国際研修協力機構のデータから筆者作成。(注)その他の職種については省略。

² 2010 年の制度改正により、在留資格「研修」が「技能実習 1 号」に、在留資格「特定活動 (技能実習)」が「技能実習 2 号」となった。

³ 上林 (2018) は、技能実習制度の成立経緯と制度改正を振り返り、対象職種の追加について、農業や水産加工業への適用が技能移転という制度目的をあいまいにしたこと指摘する。

同じデータを用いて、都道府県別に技能実習生の職種をみる。

全職種では、技能実習2号移行申請者数は愛知県、広島県、茨城県が上位3県となっている。農業関係職種では茨城県、漁業関係職種では広島県が他県より突出して多く、それぞれ農業関係職種、漁業関係職種の22%、38%を占めている。建設関係職種では、首都圏が37%を占め、中心となっている。製造業関係職種をみると、全体で1位の愛知県が、機械・金属関係職種では1

位、食品製造関係職種及び繊維・衣服関係職種では2位といずれも上位に入っており、特に機械・金属関係職種では16%を占めている。食品製造関係職種では、愛知県以外では、北海道、千葉県がそれぞれ1位、3位と多い。繊維・衣服関係職種では、愛知県以外では、岐阜県、岡山県がそれぞれ1位、3位と多い(表2)。

各都道府県の産業構造や労働市場の状況を反映して、技能実習生の職種分野に特徴がみられることがわかる。

表2 技能実習2号移行申請者数の職種別上位5県(2016年度)(人)

全職種	農業		漁業		建設		食品製造		繊維・衣服		機械・金属		
愛知県	8913	茨城県	2196	広島県	385	埼玉県	1606	北海道	1621	岐阜県	1290	愛知県	2515
広島県	4495	熊本県	922	宮崎県	77	東京都	1358	愛知県	1079	愛知県	687	静岡県	1005
茨城県	4303	北海道	699	北海道	69	愛知県	1322	千葉県	1054	岡山県	658	大阪府	935
千葉県	4012	千葉県	698	石川県	53	神奈川県	1165	静岡県	699	福井県	527	三重県	912
岐阜県	3854	愛知県	615	高知県	52	千葉県	1089	埼玉県	690	愛媛県	512	兵庫県	891
計	83476	計	9979	計	1004	計	14211	計	14853	計	10039	計	15256

(資料出所) 国際研修協力機構のデータから筆者作成。(注) その他の職種については省略

(2) 地方圏における技能実習生活用の推移

次に、技能実習生の活用がどのように地域的に拡大してきたのかみてみる。技能実習生の職種は、第1次及び第2次産業の職種が中心となっている⁴ので、第1次産業及び第2次産業の有業者数の和に占める技能実習生数の割合を都道府県別に2012年と2017年で比較した。技能実習生数のデータは在留外国人統計から、第1次及び第2次産業の有業者数のデータは就業構造基本調査から得た。

2012年に技能実習生数の割合が最も高かった県が岐阜県(2.74%)、次いで福井県(2.01%)となっている。いずれも繊維・衣服製造業が盛んな県であり、繊維・衣服製造業を中心に技能実習生の活用が進んだと考えられる。2012年に技能実習生数の割合が1.5%以上であった県は、①四国・中国地域に属する県(香川県、広島県、愛媛県、徳島県、岡山県)、②中部地域に属する県(岐阜県、福井県、富山県)、③その他の地域に属する県(三重県、茨城県)の3つのグループに大きく分けることができる。全体的な傾向としては、中

部、四国、中国地域に属する県において、技能実習生が積極的に活用されていたことがわかる。また、技能実習生の割合の多寡の地域的な広がりから、一地域での活用が近接する地域に次第に広まっていることが推測できる。

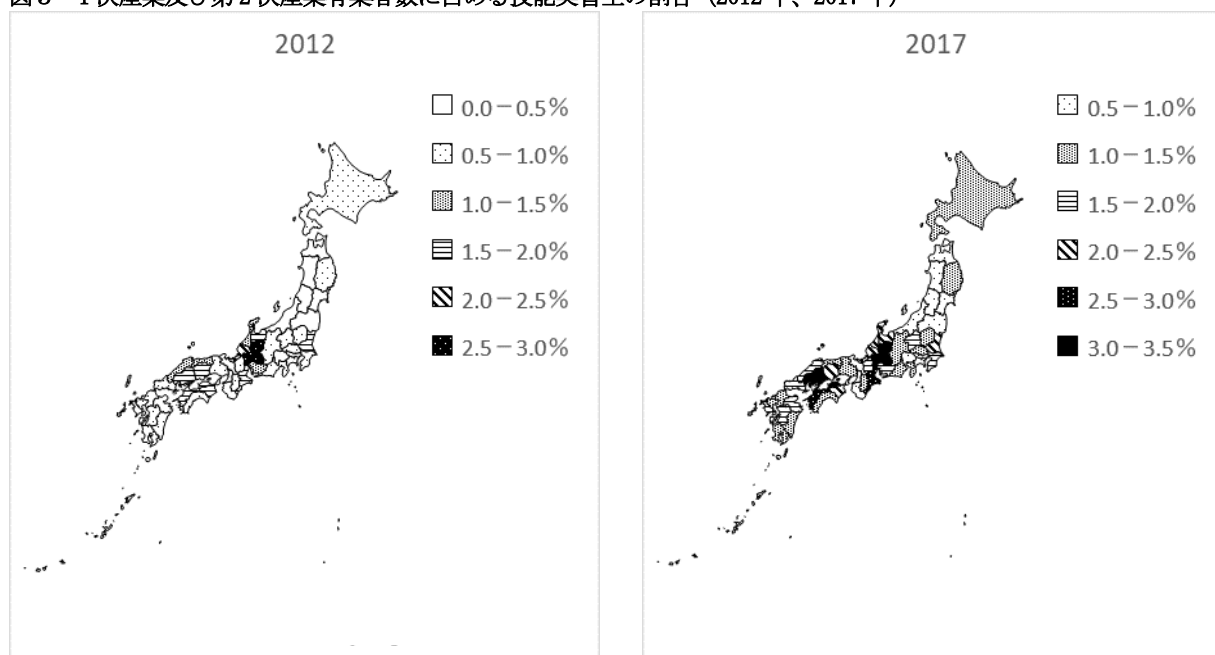
2017年の技能実習生の割合を2012年と比較すると、2017年には、技能実習生の活用が盛んな地域の範囲が広がり、また、技能実習生の割合も全国的に増加していることがわかる。2017年時点で技能実習生の割合が最も高かったのは、香川県(3.24%)であり、広島県(3.21%)、岐阜県(3.02%)が続いた。これら3県以外で、技能実習生の割合が2.0%以上であった県は、愛媛県、三重県、茨城県、福井県、岡山県、富山県、徳島県、石川県で、2012年において技能実習生の活用に積極的であった県において、さらにその活用が進んだことがわかる。技能実習生の活用が最も進んでいない段階にある県は、2017年と2012年とで共通しており、岩手県を除いた東北地方の県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、京都府、大阪府、和歌山県、沖縄県となっている。但

⁴ ビルクリーニング、自動車整備、介護等、第3次産業の職種も技能実習の対象職種となっている。

し、これらいずれの都府県においても、技能実習生の割合は2012年の0%-0.5%から、2017年に

は1段階高まり、0.5%-1.0%となっている(図5)。

図5 1次産業及び第2次産業有業者数に占める技能実習生の割合(2012年、2017年)



(資料出所) 法務省「在留外国人統計」(2012年、2017年)及び総務省「就業構造基本調査」(2012年、2017年)を用いて筆者作成

(3) 産業別・都道府県にみた技能実習生の活用

さらに、技能実習生の活用の背景となる要因について産業別、都市・地方別に特徴はないかを探るため、都道府県における各産業の有業者に占める技能実習2号移行申請者数の割合を被説明変数として回帰分析を行った。被説明変数は、国際研修協力機構が公表している2016年度の都道府県別・職種別技能実習2号移行申請者数と2017年の就業構造基本調査の産業別有業者数⁵から算出した。なお、本分析では、技能実習生が多い建設業、食料品製造業、機械・金属製造業を対象とした。データのばらつきが大きく統計的な有意性が得られなかった繊維・衣服製造業は除いた。

技能実習生の活用の背景に人手不足の状況が関わっていると推測できることから、厚生労働省の職業安定業務統計の有効求人倍率(パートを含む)

から算出した、各県の有効求人倍率の2016年度の平均を説明変数の一つとした。

また、就業者数が減少している産業において、その減少を補うために外国人技能実習生が活用されている可能性があると考えたので、当該産業の各県における就業者数の増減率を説明変数の一つとした。増減率は、就業構造基本調査の2012年と2017年の当該産業の有業者数の変化から算出した。

各県の強みとなっている産業を維持するため、技能実習生が活用される可能性があると考えたため、各県の当該産業の就業者数の特化係数⁶も説明変数とした。特化係数は、2017年の就業構造基本調査から算出した。

対象とした産業全てについて、地方圏、全国いづれも、正の有意性が有効求人倍率において認められた。人手不足の状況が厳しい県ほど、技能実習生の活用が進んでいる傾向が確認できた。地方

⁵ 技能実習2号移行申請者数のデータにおける産業分類と就業構造基本調査の産業分類の対応は、次のとおりとした。建設業は建設業、繊維・衣服製造業は製造業のうちの繊維工業、食料品製造業は製造業のうちの食料品・飲

料・たばこ製造業、機械・金属製造業は製造業のうちの金属製品製造業及び機械工業。

⁶ 特化係数は、各県の当該産業の就業者数構成比÷全国の当該産業の就業者数構成比とした。

圏と全国とで係数を比較すると、地方圏の係数の方がいずれの産業でも大きくなっており、地方圏ほど、この傾向が強いことがわかる。

食料品製造業においては、就業者数の増減が有意に負となっている。食料品製造業の就業者数の減少の度合いが大きい県ほど、技能実習生によってその減少を補う傾向があることが明らかになった。

また、食料品製造業、機械・金属製造業においては、特化係数が大きい県ほど、技能実習生の活用が進んでおり、建設業においては逆の傾向が認められた。食料品製造業、機械・金属製造業を強みとする県においては、これらの産業を維持する

ために技能実習生を活用している傾向がある。一方、表2から明らかなように建設業では、首都圏等、都市部において建設需要が大きく、技能実習生の活用が集中しているが、都市部は地方に比較して建設業の就業者数の特化係数がむしろ小さいため、このような結果となっている(表3)。

以上から、人手不足の状況が厳しい県ほど、技能実習生が活用されており、この傾向は地方圏の方が大都市圏に比べて強いことがわかった。地方圏においてみられる技能実習生の急増は、まさに人手不足の地域が強く牽引しているものであることが明らかになった。

表3 各産業の有業者に占める技能実習2号移行申請者数の割合の規定要因

	建設		食料品製造		機械・金属	
	地方圏	全国	地方圏	全国	地方圏	全国
有効求人倍率 (年度平均)	0.003** (0.001)	0.002* (0.001)	0.023** (0.005)	0.014** (0.004)	0.006** (0.001)	0.003** (0.001)
就業者数増減	0.004 (0.003)	0.001 (0.003)	-0.022* (0.008)	-0.020* (0.008)	0.000 (0.003)	0.004 (0.003)
有業者数特化 係数	-0.003* (0.001)	-0.003* (0.001)	0.007* (0.004)	0.007* (0.003)	0.001+ (0.001)	0.001** (0.001)
定数項	0.001 (0.002)	0.003 (0.002)	-0.028** (0.010)	-0.018* (0.008)	-0.006** (0.002)	-0.003* (0.001)
修正 R ²	0.401	0.232	0.361	0.230	0.524	0.410
F 値	8.80**	5.64**	7.59**	5.57**	13.84**	11.66**
標本数	36	47	36	47	36	47

*p<0.10、*p<0.05、**p<0.01。()内は標準誤差。各説明変数の定義は本文を参照。

5. おわりに

本稿では、地方という軸から外国人労働者の問題を検討した。地方圏においては、首都圏に次いで外国人労働者が急増しており、その急増の背景には、三大都市圏と異なり、技能実習生の増加があることがわかった。技能実習生の職種分野の分布は、各地域の産業構造、労働市場の状況を反映して地域ごとに特徴がみられる。技能実習生の活用は、中部、四国、中国地域を中心に全国に拡大しており、いずれの地域においても技能実習生の活用の度合いは次第に高まっている。産業別・都道府県別の有業者に占める技能実習2号移行申請者数の割合の分析から、人手不足の状況が厳しい県ほど、技能実習生が活用されており、この傾向は地方圏の方が三大都市圏に比べて強いことがわかった。地方圏においてみられる技能実習生の

急増は、まさに人手不足の地域が強く牽引していることが明らかになった。

来年度から開始することとなっている新しい外国人受入れのしくみは、中小・小規模事業者をはじめとした人手不足への対応として、打ち出されたものである。これまでも国際協力という目的の下で実施されていた技能実習制度が人手不足対応のために活用されていたことを考えると、今後、人手不足対応と銘打って外国人労働者を受入れることとなることから、外国人労働者の活用はさらに進展することが見込まれる。本稿の分析から、地方圏での外国人の急増は三大都市圏と異なり、主に技能実習生の増加によるものであること、とりわけ地方圏で人手不足の対応に外国人を活用する傾向が強いことが明らかになったが、地方圏のこうした状況に鑑みると、外国人労働者の活用は大都市圏よりも地方圏でさらに一層進むことが予

測できる。今回の新たな外国人受入れのしくみにより、最も大きな影響を受けるのは地方圏であるといえるだろう。そうであるならば、新たな受入れのしくみの運用に当たっては、日本の抱える大きな課題である地方創生を併せて考えていく視点が欠かせない⁷。

地方圏で日本人が集まらなくなった産業が外国人労働者に依存することで単に維持されるということであるとするならば、日本全体としてみたときに良い影響をもたらすものとはいえないだろう。また、外国人労働者に地方の産業が依存することによって、就労条件が厳しい産業分野が就労条件を改善しないまま拡大し、地方圏の労働市場において魅力に乏しい雇用機会が増えることで、今よりさらに首都圏の人口集中に拍車がかかるようであれば問題である⁸。

日本人が集まらなくなった産業を維持するというのではなく、外国人労働者を活用し、そのダイバーシティも活かしつつ、就労環境を改善し、地域の産業の強みを強化し、雇用の場の創出・拡大や地方の労働市場の魅力向上につなげることを

考えていくことが求められる。そのような観点から、国が外国人労働者の受入れのコントロールを行うに当たっては、国全体の状況だけでなく、各地方の労働市場の状況や特性もきめ細かに勘案した上で、外国人労働者の受入れ総数や受け入れる職種等を考えていく必要がある。

加えて、日本で働くこととなる外国人の労働条件や労働環境の適正な確保は当然のことであるが、外国人を受け入れるからには、外国人が自らの職業キャリアやライフキャリアの選択肢を一定程度具体的にイメージできるようにした上で受入れを行うことが求められるだろう。

本稿では、都道府県別の状況を検討した。しかし、地域における外国人労働者の活用の状況やその影響を的確に分析するためには、よりきめ細かく詳細な地域の状況の把握や分析が必要となるだろう。また、新たな外国人受入れのしくみの始動が今年4月に迫っている。実際の受入れによる影響の分析についても今後さらに研究が進むことが期待される。

参考文献

- 1) 安藤光義(2018)「日本の農業と外国人労働者の現状—家族経営を支える技能実習生の増加」『産業構造の変化と外国人労働者』pp. 164-189、明石書店
- 2) 伊原亮司(2018)「自動車産業の労働現場—外国人労働者の増加と『メイド・イン・ジャパン』の限界」『産業構造の変化と外国人労働者』pp. 190-205、明石書店
- 3) 惠羅さとみ(2018)「建設産業構造と外国人労働者—外国人技能実習制度の拡大を事例に」『産業構造の変化と外国人労働者』pp. 48-65、明石書店
- 4) 上林千恵子(2018)「外国人技能実習制度の歴史と今後の課題」『移民政策のフロンティア』pp. 71-76、明石書店
- 5) 桑原靖夫(2001)「浜松地域の産業と労働市場」『グローバル時代の外国人労働者—どこから来てどこへ』pp. 81-89、東洋経済新報社
- 6) 鈴木江理子(2011)「地域人口構造と外国人—『多文化共生』の可能性」『人口学ライブラリー9 人口減少時代の地域政策』pp. 99-128、原書房
- 7) 津崎克彦(2018)「現代日本における産業構造の変化と外国人労働者」『産業構造の変化と外国人労働者』pp. 17-46、明石書店
- 8) 日本労働研究機構(1997)『外国人労働者が就業する地域における住民の意識と実態 群馬県大泉町・長野県上田市・宮城県古川市の地域研究』、日本労働研究機構
- 9) 町北朋洋(2015)「日本の外国人労働力の実態把握—労働供給・需給面からの整理」『日本労働研究雑誌』No. 662、pp. 5-26
- 10) OECD(2016) “The economic impact of migration: Why the local level matters”, International Migration Outlook 2016, pp. 105-145

⁷ 「まち・ひと・しごと創生基本方針」の2018年版において初めて「地方における外国人材の活用」という項目が設けられた。しかし、その内容は留学生や高度人材についてのみ言及したものとなっている。技能実習生や新たな在留資格の外国人等、我が国に住み、働く外国人全体を視野に入れて地方創生の観点から外国人材の活用を検討していくべきと考える。

⁸ 実習実施機関が決められており、原則として転職の自由がなかった技能実習生とは異なり、新たな受入れのしくみの下では「許可された活動の範囲内」という条件はあるが、転職も認められる。技能実習生の期間が終わった後の外国人を含めて、そうした懸念が生じ得る。